

令和7年度

古和谷国有林森林整備事業

(間伐)

閲 覧 図 書

開札日時 令和7年5月9日(金) 10時05分~

【閲覧図書内容】

1 入札者注意書等

2 契約書(案)

- (1) 森林整備事業(間伐)請負契約書(案)
- (2) 特記仕様書
- (3) 記番別作業内訳書・作業工程別数量内訳書・立木資材内訳書
- (4) 製品生産事業請負近畿中国森林管理局仕様書
- (5) 森林整備事業仕様書
- (6) 森林作業道作設仕様書
- (7) 事業箇所位置図外

3 契約情報の公表様式

4 現場説明書

注: その他必要事項は、入札公告及び入札説明書を確認すること。

三重森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
- 9 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れました入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同

じ。) の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。

(13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。

(14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

(15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

(16) その他入札に関する条件に違反した入札

11 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があつても受理しない。

13 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札する。

14 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。

15 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。

(1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。

(2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。

(3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

(4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

16 落札となるべき同価格(総合評価落札方式による場合は「同評価値」)の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格(同評価値)の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。

18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。

20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。

21 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札書

事業名 古和谷国有林森林整備事業（間伐）

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の 10 % を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 殿

入札者
住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事業名
古和谷国有林森林整備事業（間伐）

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 殿

(委任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、三重森林管理署における契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

(委任事項)

- 入札及び見積に関する件
- 契約締結に関する件
- 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 代金請求及び領収に関する件
- 復代理人の選任及び解任の件
- その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む）があっても差し支えない。

森林整備事業（間伐）請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負 物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
古和谷国有林森林整備事業（間伐）	スギ外1	記番別作業内訳書のとおり	作業工程別数量内訳書のとおり	請負金額 金 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円也)	古和谷国有林616林班は小班外	古和谷国有林616林班は小班山元土場外

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10／110を乗じて得た額である。

2 事業期間

自 契約締結の日の翌日
至 令和8年2月27日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
素材トラック運搬送状	複写式用紙番号1337	6 冊	三重森林管理署	契約締結の日

5 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 特記仕様書については、別紙1のとおり。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙2のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月26日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 三重県亀山市本町1丁目7-13
氏名 分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長

印

請負者 住所

氏名

印

特記仕様書

1 伐倒

保育間伐搬出見込地における間伐（以下活用型間伐）方法は、材積率35%を上限とする1伐2残又は1伐3残の列状間伐とし、残存列内の間伐を含めるものとする。

それ以外の伐倒木については、定性間伐を原則とし、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、等高線に平行に存置すること。

2 生産性向上モデル事業

- (1) 「製品生産事業請負実行管理基準」に定める様式第9号の事業日報は、別紙様式2を参考に作成のうえ提出すること。
- (2) 每月、作業日報（様式2）を基に「月別工程管理表（別紙様式1）」を作成のうえ、月別請負進行状況等報告書（様式7）と併せて翌月5日までに提出すること。
なお、主伐、間伐別に提出すること。
- (3) 上記の様式の提出にあたっては、必要な項目が網羅されている場合は、任意の様式でも差し支えないものとする。また、監督職員等への報告に当たっては、電子メールでの報告も可能とする。

3 豚熱等対策

- (1) 山林での作業用の靴の履き分けや下山時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- (2) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合に県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、別冊請負契約約款第20条又は第46条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

4 その他

- (1) 古和谷国有林内にある橋梁は、総重量9tの制限を設けているため、遵守すること。
- (2) 林道ゲートの施錠は、出入りするたびに行うこと。
- (3) 数量の確定は委託販売先並びにシステム販売協定先で行うため、事業期間に関わらず余裕をもって数量確定できるよう、委託販売先並びに中間土場へ運搬すること。
- (4) 森林作業道を作設する場合は、必ず事前に監督職員の承諾を得るものとし、作設に当たっては、別冊森林作業道作設仕様書を遵守すること。
なお、森林作業道を作設した場合であって、事業終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせることがある。
- (5) 621ほ林小班は分収育林地と隣接しているため、伐倒・搬出作業時に分収育林地内の立木を損傷させないこと。
また、分収育林地内への伐倒木の倒し込み、末木枝条の残置を禁止するとともに、伐倒木や土石が将来分収育林地内に流出することがないよう留意すること。

このほか、上記分収育林地を含め分収育林地内での架線の支柱設置及び支障木伐採は認めない。

(6) その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

(様式1／署提出用)

月別工程管理表(主伐・間伐)

令和〇年〇月〇日

三重 森林管理署長 殿

事業体名 :	契約事業名 : 古和谷国有林森林整備事業 予定生産量 : 500m ³ 事業期間 : 令和7年〇月〇日～令和8年2月27日
--------	--

作業工程	使用機械	前月末累計		〇月		〇月		生産性 A／B (m ³ /人日)
		実行量 (m ³)	人員数 (人)	実行量 (m ³)	人員数 (人)	実行量 A (m ³)	人員数 B (人)	
実働日 (日)		日	日	日	日	日	日	
主作業	伐倒	チェンソー						
		ハーベスター						
	木寄・集材	グラップル・集材機						
	造材	プロセッサ						
		チェンソー						
	運材	フォワーダ						
	巻立	グラップル						
主作業計								
副作業	森林作業道作設 (m)							
	トラック運搬							
	検知							
	準備工・踏査							
	搬出道補修							
	機械整備							
	その他 (林内)							
	その他 (林外)							
	副作業計							
合計								
生産性								

※延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とすること。)

1時間=0.125人工

※実行量の合計は「巻立」の量とする。

※造林作業及び間伐の存置部分は除くこと。

様式2（素材生産用）

作業日報

〔指示・報告・承諾・連絡等記録簿〕

日付 年 月 日 天候	作業場所	国有林	林小班
記入者（現場代理人）氏名		林地保全に関する記録	
監督職員（補助）からの指示事項等 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 確認		1 下流への濁水流出の有無 ※有の場合は森林作業道等の点検を実施し2の欄に記入する。（無の場合は2以降の記載は不要） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
監督職員（補助）への報告事項		2 1の点検の結果確認した濁水流出の原因と監督職員へ報告した年月日 （原因） （実施年月日） 月 日	
監督職員（補助）との承諾事項等 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 協議		3 2の原因を解消するために実施した措置と実施年月日 （措置内容） （実施年月日） 月 日	
その他特記事項		※監督職員から指示を受けた措置の内容 （※指示を受けた場合） （指示日） 月 日 （措置内容） （実施年月日） 月 日	

作業内容 ※延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とすること。）

1H=0.125人工

作業種	伐倒		木寄・集材	造材	運材	巻立 (検知含む)	主作業 計	伐倒
	主伐 (皆伐)	間伐 (活用)						間伐 (存置)
出役延人員	人	人	人	人	人	人	0.0	人
出来高数量 (m ³ , m)								
使用機械	チェーンソー	グラップル 集材機	プロセッサ	フォワーダ	グラップル			

作業種	森林作業道 作設	トラック運搬		準備工 ・踏査	搬出道 補修	機械 整備	その他 (林内)	その他 (林外)	副作業 計
		市場	中間土場						
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	0.0 人
出来高数量 (m ³ , m)									
使用機械	バックホウ	6t トラック							

※活用型であっても、搬出を伴わない区域の伐倒は「間伐（存置）」に記入すること。

※その他（林内）の作業とは、山元土場作設・撤収、架線架設・撤収を記入すること。

※その他（林外）の作業とは、機械搬入・搬出、倉庫等設営・撤去、事業打合せ、労働安全関係などを記入すること。

分任支出負担行為担当官

三重森林管理署長殿

請負者

月分請負進行状況等報告書

(事業地 国有林 林小班)

作業工程	契約数量	進行状況			就労状況(人)			使用器具		指示事項等
			当月分	累計	主作業 副作業別	延人員	種類	数量		
当月分	累計	当月分	累計							
伐倒	数量(m³) (内訳) 主伐 間伐	計画(m³)	主伐 間伐 計	実行(m³)	主伐 間伐 計	進行率(%)				
集材	数量(m³)	計画(m³)		実行(m³)		進行率(%)				
造材	数量(m³)	計画(m³)		実行(m³)		進行率(%)				
運材	数量(m³)	計画(m³)		実行(m³)		進行率(%)				
森林作業道	数量(m)	計画(m³)		実行(m³)		進行率(%)				
トラック運材	数量(m³)	計画(m³)		実行(m³)		進行率(%)				
その他										
植付	面積(ha)	計画(ha)		実行(ha)	副作業		監督職員 経由			
					小計					
防護柵設置	面積(km)	計画(Km)		実行(Km)	副作業					
					小計					
計		計画(m³)		実行(m³)		進行率(%)				

※作業日報（様式1）、月別工程管理表（様式2）のとおり

摘要

①延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とすること）。②使用器具は伐倒、枝払、造材に用いた器具名等を記入のこと。③指示事項等は事業実行中において監督職員等が行った指示等について記入のこと。また、事業計画書に対し、実行累計が30%以上の遅れのときは必ずその善後策を具体的に記入すること。④主・副作業については、生産性算出における区分とする。

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長殿

請負者

月分請負進行状況等報告書

(事業地		国有林	林小班)		進行状況			就労状況(人)			使用器具	指示事項等	
作業工程	契約数量		当月分	累計	主作業		延人員		種類	数量			
					副作業別	当月分	累計	主作業	主伐	間伐			
伐倒	数量(m³) (内訳) 主伐 間伐	計画(m³)	主伐										
			間伐										
			計										
		実行(m³)	主伐										
			間伐										
			計										
		進行率(%)											
集材	数量(m³)	計画(m³)			主作業								
		実行(m³)											
		進行率(%)			小計								
造材	数量(m³)	計画(m³)			主作業								
		実行(m³)											
		進行率(%)			小計								
運材	数量(m³)	計画(m³)			主作業								
		実行(m³)											
		進行率(%)			小計								
森林作業道	数量(m)	計画(m)											
		実行(m)			副作業								
		進行率(%)			小計								
トラック運材	数量(m³)	計画(m³)											
		実行(m³)			副作業								
		進行率(%)			小計								
その他					副作業								
					小計								
計		計画(m³)			主作業								
		実行(m³)			副作業								
		進行率(%)			合計								

摘要 ①延人員は1日8時間を1人とする。(1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とすること)。②使用器具は伐倒、枝払、造材に用いた器具名等を記入のこと。③指示事項等は事業実行中において監督職員等が行った指示等について記入のこと。また、事業計画書に対し、実行累計が30%以上の遅れのときは必ずその善後策を具体的に記入すること。④主・副作業については、生産性算出における区分とする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

記番別作業内訳書

国有林名 林小班	作業種	区域面積	控除面積	契約面積	作業予定期間		備考
					自	至	
古和谷 616は	保育間伐	15.78 ha		15.78 ha	契約締結日の翌日	令和8年2月27日	
古和谷 616に	保育間伐	2.47 ha		2.47 ha			
古和谷 617い	保育間伐	6.94 ha		6.94 ha			
古和谷 621ほ	保育間伐	5.86 ha		5.86 ha			
古和谷 622ろ	保育間伐	14.55 ha		14.55 ha			
古和谷 623に	保育間伐	2.10 ha		2.10 ha			
古和谷 623ほ	保育間伐	2.23 ha		2.23 ha			
小計	保育間伐	49.93 ha		49.93 ha			
合計		49.93 ha	0.00 ha	49.93 ha			

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細目	数量	備考
立木	伐倒	保育間伐	6,534 m ³	
		計	6,534 m ³	
素材	集造材・運材	一般材	300 m ³	運材は山元土場までとする。
素材	集造材・運材	低質材	200 m ³	運材は山元土場までとする。
		計	500 m ³	
素材	トラック運搬	一般材	300 m ³	自 古和谷国有林山元土場 至 尾鷲市(尾鷲木材市場協同組合)
素材	トラック運搬	低質材	200 m ³	自 古和谷国有林山元土場 至 中間土場(古和谷国有林614ハ林小班)
		計	500 m ³	
その他	搬出道補修	不陸整正	一式	総延長：180m

立木資材内訳書

国有林 林小班	伐採種	面積 ha	樹種	本数 本	材積 m ³	備考
古和谷 616は	保育間伐 (計)	15.78	スギ	2,220	866.13	素材生産見込数量 : 65 m ³
			ヒノキ	3,344	1,161.39	素材生産見込数量 : 87 m ³
				5,564	2,027.52	素材生産見込数量 : 152 m ³
古和谷 616に	保育間伐 (計)	2.47	スギ	208	96.71	素材生産見込数量 : 9 m ³
			ヒノキ	672	176.53	素材生産見込数量 : 13 m ³
				880	273.24	素材生産見込数量 : 22 m ³
古和谷 617い	保育間伐 (計)	6.94	スギ	598	273.27	素材生産見込数量 : 22 m ³
			ヒノキ	1,869	494.52	素材生産見込数量 : 37 m ³
				2,467	767.79	素材生産見込数量 : 59 m ³
古和谷 621ほ	保育間伐 (計)	5.86	スギ	783	274.48	素材生産見込数量 : 22 m ³
			ヒノキ	2,494	888.58	素材生産見込数量 : 69 m ³
				3,277	1,163.06	素材生産見込数量 : 91 m ³
古和谷 622ろ	保育間伐 (計)	14.55	スギ	1,430	654.48	素材生産見込数量 : 52 m ³
			ヒノキ	3,612	957.21	素材生産見込数量 : 72 m ³
				5,042	1,611.69	素材生産見込数量 : 124 m ³
古和谷 623に	保育間伐 (計)	2.10	スギ	510	119.78	素材生産見込数量 : 9 m ³
			ヒノキ	792	227.36	素材生産見込数量 : 17 m ³
				1,302	347.14	素材生産見込数量 : 26 m ³
古和谷 623ほ	保育間伐 (計)	2.23	スギ	930	222.46	素材生産見込数量 : 17 m ³
			ヒノキ	432	120.88	素材生産見込数量 : 9 m ³
				1,362	343.34	素材生産見込数量 : 26 m ³
小計	保育間伐	49.93		19,894	6,533.78	素材生産見込数量 : 500 m ³
合計		49.93		19,894	6,533.78	素材生産見込数量 : 500 m ³ 内 一般材見込数量 : 300 m ³ 内 低質材見込数量 : 200 m ³

製品生産事業請負近畿中国森林管理局仕様書

第1 適用範囲

- (1) この仕様書は、近畿中国森林管理局管内の森林管理署及び森林管理事務所が実施する製品生産事業請負に適用する。
- (2) 前項の製品生産事業請負の実行においては、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（以下「請負契約約款」という。）及び「製品生産事業請負標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）の定めによるほか、この仕様書によらなければならない。ただし、個々の事業に対し特別必要な事項については、森林管理署長及び森林管理事務所長（以下「署長等」という。）が別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 契約書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2 請負金の支払

製品生産事業請負は、請負契約書記載の「請負予定金額」による単価契約ではなく、概算契約であることから、事業が完成した場合は、確定数量及び請負金額について別に定める請負契約の数量・金額確定通知書により請負金の精算を行う。

請負契約約款第33条に規定する請負金の算出は次のとおり行うものとする。

(1) 直接費確定額

直接費確定額は直接費変動費単価×確定数量+直接費固定費金額とし、円未満の端数を切捨のうえ、生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を精算して確定直接費合計額を算出する。

ただし、直接費変動費単価及び直接費固定費金額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

(2) 間接費確定額

$$\text{間接費確定額} = \frac{\text{確定直接費合計額}}{\text{直接費合計額}} \times (\text{諸経費} + \text{労務関係費}) + \text{支給材料取扱経費}$$

とし、円未満の端数はそれぞれ切捨てるものとする。

この場合、直接費合計額、諸経費、労務関係費、支給材料取扱経費は、予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に落札比率を乗じて求めるものとする。

(3) 消費税

$$\text{消費税額} = (\text{直接費確定額} + \text{間接費確定額}) \times \frac{10}{100}$$

とし、円未満の端数は切捨てるものとする。

(4) 精算

請負代金確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額とし、請負代金確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

(5) 計算様式

別に定める「完了検査調書内訳書（請負代金確定算定書）」及び「請負契約の数量・金額確定通知書」のとおりとする。

第3 部分払

請負契約約款第38条に規定する部分払の請負金相当額算定は次のとおり行うものとする。

(1) 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量（引渡し数量）に対する部分払とし、その請負代金算定は次のとおり行うものとする。

$$\{ \text{直接費単価} \times \text{本回検査数量} + \frac{\text{本回出来高直接費}}{\text{直接費合計額}} \times \text{間接費合計額} \} \times \frac{110}{100} \times \frac{9}{10}$$

以内とし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、直接費単価は生産完了工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

(2) 計算様式

別に定める「部分検査調書内訳書（請負代金算定書）」のとおりとする。

第4 事故報告書

標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要した労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。

第5 伐倒

(1) 標準仕様書第27条第1項における別途定めのある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合又は監督職員の指示を受けた場合とする。

(2) 標準仕様書第27条第3項における別途定めとは、標準地又は選木モデル区域のみに調査木の標示がある場合とする。

この場合、標準地又は選木モデル区域以外の伐区内の選木方法については、署長等が定めた特記仕様書により行うものとする。

ただし、監督職員の指示を受けた場合はこの限りでない。

第6 採材

標準仕様書第28条第1項における特段の指示がある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合とする。

第7 玉切り

標準仕様書第29条第3項に定める採材寸法表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。

ただし、定めのない場合は、延寸は2～5cmとする。

第8 森林作業道

森林作業道の開設は、標準仕様書第31条の定めによるほか、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。

第9 卷立

標準仕様書第33条第1項に定める卷立基準表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。

ただし、定めのない場合は、監督職員の指示による。

第10 トラック運材

標準仕様書第34条第2項における封印は、一般材の生産が多く見込まれる林齢100年生未満及び人工林スギ・マツ主体林分、小規模・分散林分の一貫請負契約については省略することとし、素材トラック運搬送状の交付のみとする。

第11 実行記録写真管理

標準仕様書第13条の定めによる「製品生産事業請負実行管理基準」の、5(2)実行記録写真管理について、記録写真は伐採方法（皆伐、抾伐及び間伐）ごとに提出するものとする。

なお、同一伐採方法に複数の国有林がある場合は、代表的な国有林の記録写真を1組提出するものとする。

第12 損害賠償基準

請負契約款第62条に定める損害賠償のうち、契約対象物件の損傷で請負者の責に帰すもの（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの）については、次の基準により賠償しなければならない。

(1) 伐倒の拙劣による損害

欠点名	損傷率
胴折れ	90% (立木)
引抜け	10% (丸太)
割れ	10% (丸太)
株高	10% (立木)

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

$$\text{損害材積} \times \text{損傷率} \times \text{伐倒地点時価} = \text{要賠償金額}$$

(2) 集造材途中に生じた品質低下

欠点名	損傷率
胴折れ	30% (立木)
材長不足	20% (丸太)
割れ	10% (丸太)

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

$$\text{損害材積} \times \text{損傷率} \times \text{集材地点時価} = \text{要賠償金額}$$

(3) その他の損害で品質低下が1本当り材価の10%以上低下すると認められるもの。

欠点名

トビ傷等の著しいもの

その他品質におよぼす損傷

上記の損傷を与えた場合は、その損傷を次の計算式により賠償しなければならない。

損害材積×材価低下率×検収地点時価＝要賠償金額

注1：損害材積とは損傷を受けた丸太の原材積とする。

注2：材価低下率は聞込み等により署長等が算定した額とする。

(4) トランク運材中に生じた損傷による損害

① 損傷による損害

品質の低下に關係ある損傷は1本当りの材価が（10%以上）低下する次のものをいい
数量は材積（立方m³）をもって表わす。

イ 折損

ロ 割裂

ハ その他の損傷

賠償額の計算は次式による。

損傷材積×検収地点時価×（材価低下率）＝要賠償金額

注1：損傷材積は損傷を受けた丸太の原材積

注2：検収地点時価は署長等が算定した額とする

② 亡失によるものの損害（本数を伴うもの）

イ 発送にあたって運送品の寄託が、封印により処理されるときは、到着に際しその封印
に異状ある場合のみ賠償の対象とし、その額は次式による。

（発送材積－到着材積）×検収地点時価＝要賠償額

注：発送材積は、当該運送品とほぼ同様（樹種、長径級等）の運送品の既往における1
車当たり運搬実績に基づいて署長等が決定する。

ただし、署長等は発送材積の決定にあたって既往の運搬実績に基づくことが不適當
と認めるときは、前項にかかわらず寄託物件の樹種、長級、径級および品等別、本数
材積について署長等がこれを認定するものとする。

ロ 発送にあたって運送品の寄託が本数または材積を検知して行われる場合は、賠償額の
計算は次式による。

亡失材積×検収地点時価＝要賠償額

注1：亡失材積は、発送に当たり材積検知を行う場合は、発送材積と到着材積の差とし、
発送にあたり本数のみ検知する場合は、（発送本数－到着本数）×1本当り平均材
積とする。

注2：1本当り平均材積は、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするも
の）の実績に基づいて甲が決定する。

ただし、署長等は1本当りの平均材積の決定にあたり既往の運搬実績に基づくこ
とが不適當と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとす
る。

注3：検収地点時価は亡失数量の樹種、長級、径級および品等が明らかな場合は、それ
に基づいて署長等が算定し、樹種、長級、径級および品等が明らかでない場合に
は、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績により署長
等が決定するところによる。

ただし、署長等は検収地点時価の決定にあたり、既往の運搬実績に基づくことが
不適當と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

森林整備事業(保育間伐)仕様書

適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する保育間伐請負事業に適用する。

1 伐倒及び集造材

(1)区域内の間伐対象木は全て伐倒すること。

(2)下表の素材(通直材)が採材可能なものを原則として採材、搬出すること。

ただし、監督職員の指示のある場合はこの限りでない。

樹種	長級(m)	径級(cm)
スギ	3	14上
	4	11上
ヒノキ	2	20上
	3	14上
	4	11上
	6上	14上

2 伐倒及び集造材作業にあたっての留意事項

(1)伐倒及び集造材作業において、他の残存木を損傷しないよう注意すること。

(2)かかり木については適切な方法で処理すること。

(3)ワイヤーロープその他機械器具等、作業終了後、残置することのないよう留意すること。

3 請負数量の確定

(1)伐倒数量

契約書に記載された予定数量とする。

(2)素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払における数量の確定

(1)伐倒数量

面積按分による材積とする。

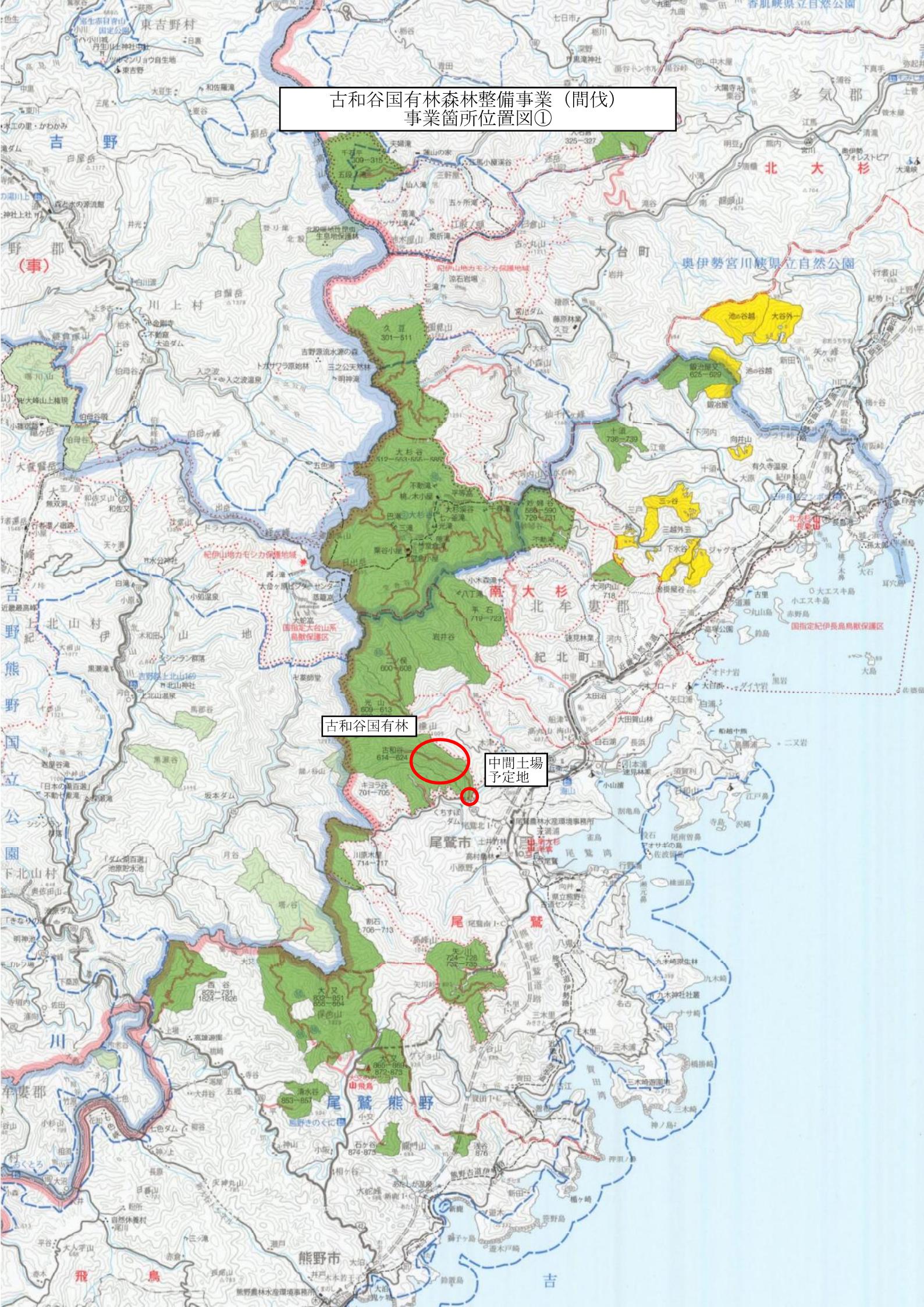
(2)素材数量

生産完了検査場所における検査数量とする。

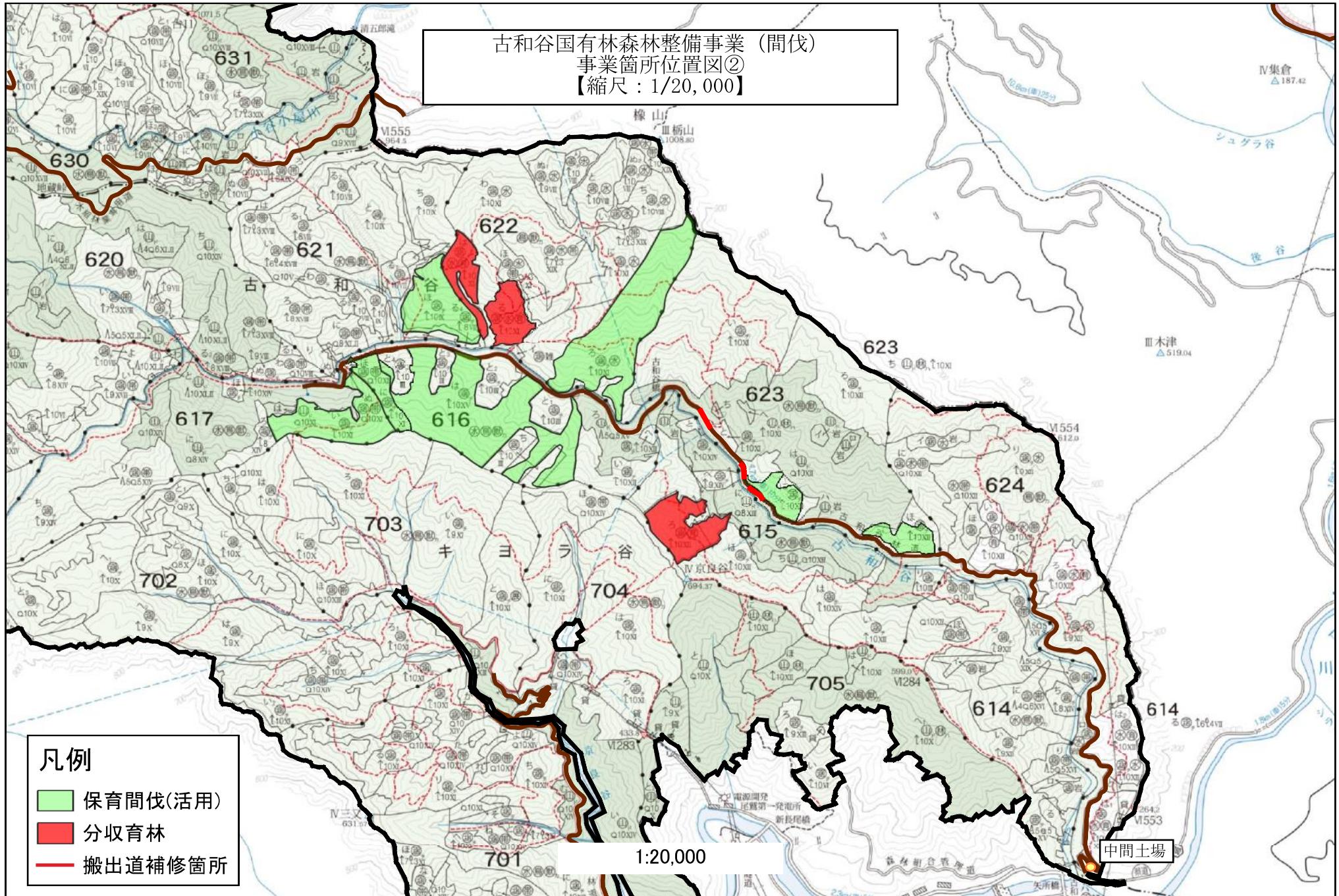
5 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

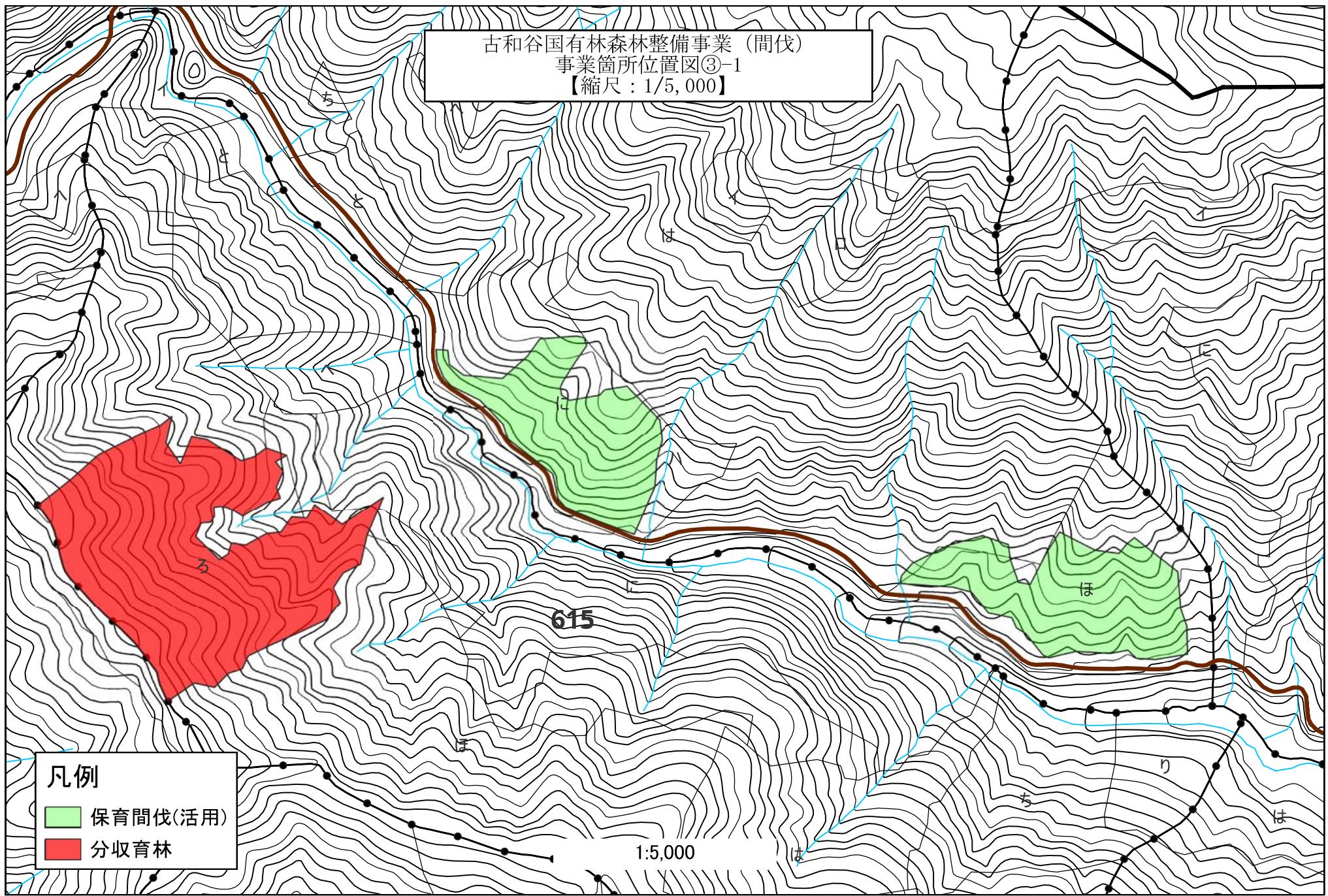
古和谷国有林森林整備事業（間伐）
事業箇所位置図①



古和谷国有林森林整備事業（間伐）
事業箇所位置図②
【縮尺：1/20,000】



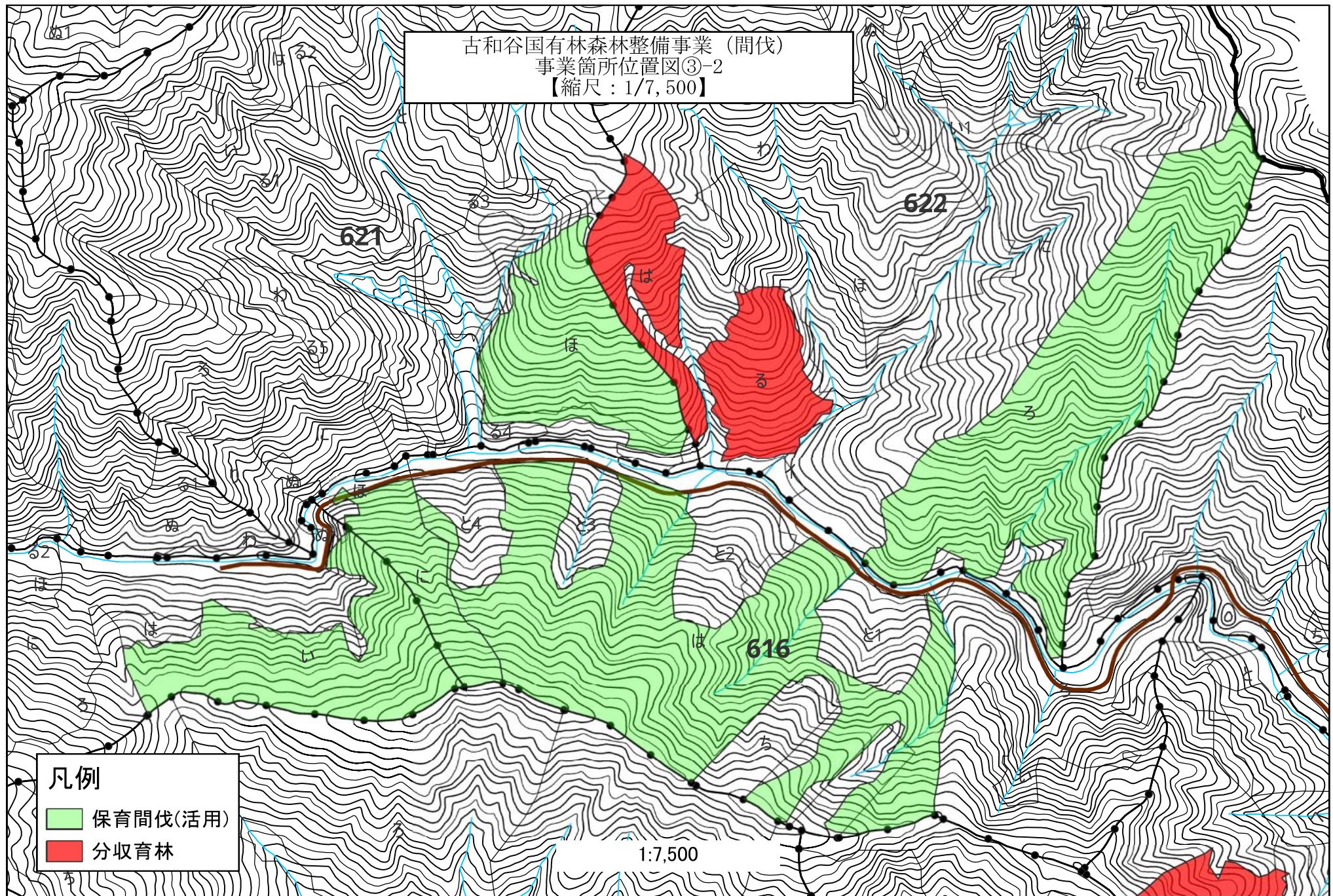
古和谷国有林森林整備事業（間伐）
事業箇所位置図③-1
【縮尺：1/5,000】



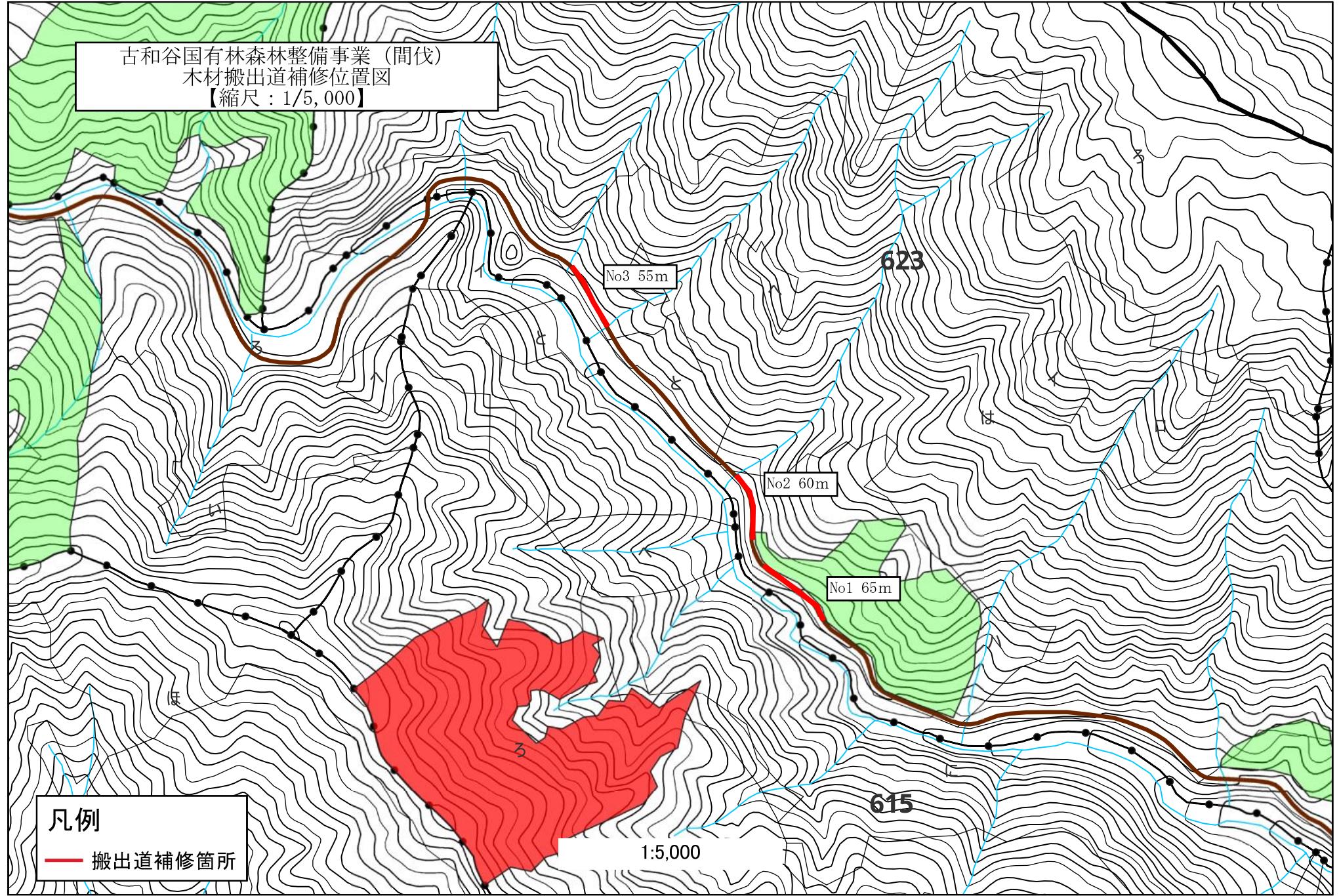
古和谷国有林森林整備事業(間伐)

事業箇所位置図③-2

【縮尺: 1/7,500】



古和谷国有林森林整備事業（間伐）
木材搬出道補修位置図
【縮尺：1/5,000】



契約情報の公表様式

令和6年度 請負事業の作業条件表(素材生産)

事業名：古和谷国有林森林整備事業(間伐)

三重森林管理署

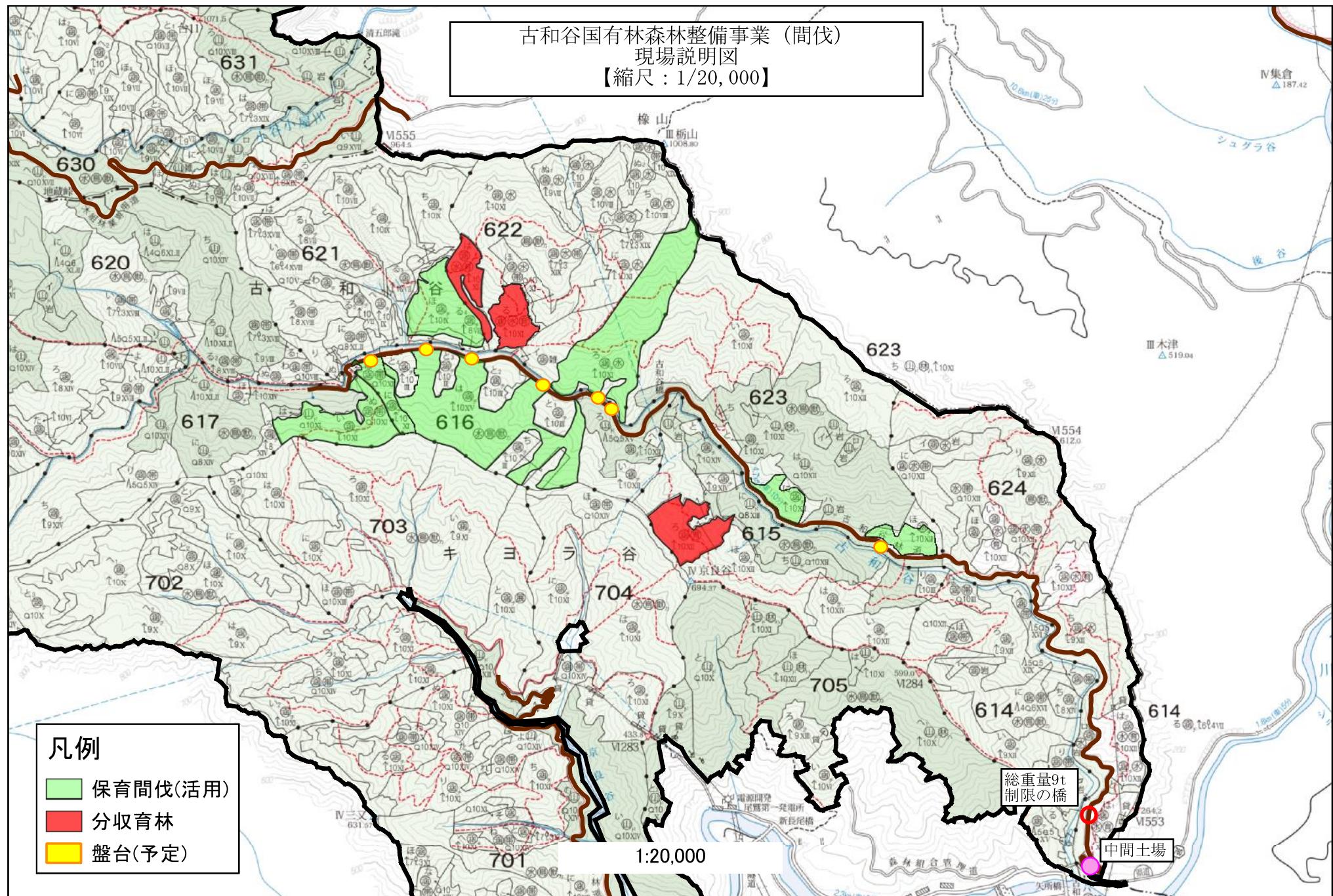
作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件			作業条件						
					傾 斜	地表 植生	平均胸高 直 径	伐 倒	集 材	造 材	平均立木 材 積	運 材	トラック運搬	
保育間伐 (活用型)	古和谷	616は	15.78ha	契約締結日の翌日 ～ 令和8年2月27日	急	中	スギ 24cm ヒノキ 24cm	チェンソー スイングヤーダ プロセッサ	架線 架線	プロセッサ プロセッサ	0.36m3	トラック数:全て5t 運搬区间・運搬距離(片道) 【委託販売】 山元土場～尾鷲木材市場協同組合 11.9km 【システム販売】 山元土場～中間土場(古和谷国有林614ハ林小班) 4.5km		
		616に	2.47ha		急	中	スギ 24cm ヒノキ 20cm				0.31m3			
		617い	6.94ha		急	中	スギ 24cm ヒノキ 20cm				0.31m3			
		621ほ	5.86ha		急	中	スギ 22cm ヒノキ 22cm				0.35m3			
		622ろ	14.55ha		急	中	スギ 24cm ヒノキ 20cm				0.32m3			
		623に	2.10ha		急	中	スギ 18cm ヒノキ 20cm				0.27m3			
		623ほ	2.23ha		急	中	スギ 18cm ヒノキ 20cm				0.25m3			
		小計									0.34m3			
		間伐計												
合計			49.93ha								0.34m3			

現場説明書

契約書（案）の特記仕様書を熟覧の上、下記について留意してください。

- 1 別紙「現場説明図」のとおり、621ほ林小班は分収育林地と隣接しています。伐倒・搬出作業時に分収育林地内の立木を損傷させないようにしてください。
また、分収育林地内への伐倒木の倒し込み、末木枝条の残置を禁止するとともに、伐倒木や土石が将来分収育林地内に流出することがないよう留意してください。
このほか、上記分収育林地内での架線の支柱設置及び支障木伐採は認めません。
- 2 古和谷林道にある橋梁は総重量9tの制限があります。重量制限を超過しない、適切なトラックで通行してください。
なお、大まかな位置は別紙「現場説明図」のとおりです。
- 3 事業地近くの河川に濁水を発生させることのないよう十分に注意を払うとともに、本事業により発生した末木枝条を現地に存置する場合には、下流への流出対策を講じてください。
- 4 副産物採取などで入込者がいる可能性があります。林道の走行及び搬出作業時は十分注意してください。
- 5 盤台については、別紙「現場説明図」で示した箇所を想定していますが、この図に示した場所に盤台を設けることを強制するものではありません。

古和谷国有林森林整備事業（間伐）
現場説明図
【縮尺：1/20,000】



凡例

- 保育間伐(活用)
- 分収育林
- 盤台(予定)

1:20,000